平成２２年（フ）第５１１号
函館市陣川町122番地103
債務者　阿部　利之
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
函館市桔梗３丁目14番２号
債務者　横村　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５１６号
函館市鍛治１丁目20番８号
債務者　辻田　二世
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
岐阜県大垣市昼飯町1680番地１　プレステージセピア202
債務者　井村　忠夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２９１０号
愛知県春日井市如意申町４丁目４番地８　タウニー丸山Ⅱ105号
債務者　渡邉　一弘
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２２号
名古屋市守山区向台１丁目1102番地　アーク向台202号
債務者　瀧瀬真奈美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６号
和歌山県田辺市南新万21番12号　サンハイツ203号
債務者　三谷　　祐
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１４２号
千葉県君津市人見２丁目18番７号
債務者　渡邉　滝二
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２７９５号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅２棟205号
債務者　三浦亜矢子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００４号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目１番Ａ―101号　中希望荘
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８７号
愛知県豊田市荒井町鍛冶屋畑281―５　クロスロード153―102号室、住民票上の住所愛知県豊田市京町３丁目113番地２
債務者　平　　照代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
岡山県倉敷市羽島368番地５
債務者　吉村春子こと　李　　春子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
岡山県倉敷市羽島368番地５
債務者　吉村新生こと　鄭　　新生
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
岡山県都窪郡早島町前潟2653　レオパレスウィル102号、住民票上の住所兵庫県赤穂市高野542番地の17
債務者　山岡　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
静岡県富士市鈴川本町４番48号　サンブライト101号、住民票上の前住所静岡県富士市比奈2072番地の１、前住所静岡県富士市比奈2139番地の13
債務者　中島　　諭
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２４８号
静岡県富士市比奈2072番地の１、前住所静岡県富士市比奈2139番地の13
債務者　加藤美津代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６７５号
川崎市幸区南加瀬１丁目11番12号　清楽荘１―３
債務者　髙見美津江
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係